

2023 年度

松が丘小学校区まちづくり協議会
定期総会議案書

日 時:2023 年 4 月 22 日(土)
10 時30分～(受付 10 時 15 分～)

開催場所:まちづくり協働センター多目的ホール
(キッピーモール 6 階)

松が丘小学校区まちづくり協議会

総 会 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓及びオブザーバーの紹介
- 4 総会成立の報告
- 5 議長選出
- 6 議事録署名人の選任
- 7 議事
 - (1) 議案第1号 2022年度事業報告
 - (2) 議案第2号 2022年度会計決算報告・会計監査報告
 - (3) 議案第3号 2023年度 役員改選(案)
 - (4) 議案第4号 2023年度 事業計画(案)
 - (5) 議案第5号 2023年度 予算(案)
- 8 議長解任
- 9 その他報告事項等
- 10 閉会

2022年度事業報告

(活動目的)

松が丘小学校区まちづくり協議会は、松が丘小学校区にお住まいの皆さまが安全に安心して、住み続けるために、住民相互の連携を図り、課題解決に取り組み、明るく元気なまちづくりを推進することを目的とします。

(活動内容)

1 地域の情報発信【総務・広報事業】

まちづくり協議会の事業報告や行事案内、また地域での活動状況等について、地域にお住いの方々にお知らせするための広報紙を発行し、ホームページにも掲載しました。

◇広報紙

- ・第7号 発行時期 2022年8月 配布枚数 約2,000部
内容 2022年度組織体制・事業計画、各種募集、構成団体活動紹介 他
- ・第8号 発行時期 2022年11月 配布枚数 約2,000部
内容 各事業報告、住民アンケート、防犯啓発、構成団体活動紹介、
防災訓練チラシ 他
- ・第9号 発行時期 2023年2月 配布枚数 約2,000部
内容 防災訓練実施、各種募集

◇ホームページ

- ・定期総会「書面表決」の開催報告
- ・くつろぎカフェ開催報告・第2号店オープンのお知らせ
- ・映画上映会のお知らせや開催報告
- ・囲碁ボール大会・eスポーツ体験会、市民談義のお知らせや開催報告
- ・防災訓練事前訓練・防災訓練の実施報告
- ・広報紙発行のお知らせ 等

2 地域交流及び多世代交流【多世代交流・福祉活動事業】

(1) くつろぎカフェの開催

地域住民が気軽に立ち寄り、居場所となる「くつろぎカフェ」を開催しました。新たな開催場所が増え、第2号店が始動しました。

第1号店

- ◇開催場所 大原荘園公民館
- ◇開催時期 毎月第3日曜日、9時30分～11時30分 ◇参加費 100円
- ◇開催状況 実施日：2022年4/17、5/15、6/12、7/17、8/21、9/18、10/16、
11/20、12/18、2023年1/29、2/19、3/19
- ◇延参加者 146名

第2号店

- ◇開催場所 トーカンマンション新三田集会室
- ◇開催時期 毎月1回、9時45分～11時30分 ◇参加費 100円
- ◇開催状況 実施日:(試行)2022年12/11、(開始)2023年1/22、2/26、3/19
- ◇延参加者 80名

(2) ラジオ体操の開催

ラジオ体操を通じた健康づくりや地域住民の交流の場として開催しました。

- ◇開催場所 友が丘2丁目けやき公園
- ◇開催時期 毎週月曜日、7時30分～
- ◇開催状況 実施月:2022年6月～2023年3月
- ◇参加者 各回10名以上

(3) 映画上映会の開催

コロナ禍でも十分な感染対策を行いながら、身近な問題を考えるテーマ性を持った映画上映会を開催しました。また、来場者の皆様に住民アンケートを実施しました。

- ◇開催時期 2022年9月4日(日) 10時～12時
- ◇参加費 無料
- ◇開催場所 三田市総合福祉保健センター多目的ホール
- ◇内容 「お終活」
- ◇参加者 106名

(4) 囲碁ボール大会・eスポーツ体験会の開催

コロナ禍で実施できていなかった校区内の交流や多世代交流を推進するため、囲碁ボール大会とeスポーツ体験会を開催しました。

- ◇開催時期 2022年10月15日(土)
囲碁ボール13時～15時30分、eスポーツ15時30～16時30分
- ◇参加費 無料
- ◇開催場所 三田市総合福祉保健センター多目的ホール
- ◇参加者 囲碁ボール51名、eスポーツ15名

3 防災及び防犯【地域安全事業】

(1) 防災訓練の実施

地域の防災力向上のため、地域内の指定避難所である松が丘小学校で、小学校の防災オープンスクールと同時開催で防災訓練を実施しました。

- ◇開催日 2023年1月21日(土)9時30分～12時
- ◇開催場所 松が丘小学校体育館・校庭
- ◇対象者 まちづくり協議会役員・運営委員・松が丘小学校児童・保護者・校区住民
- ◇訓練内容 ①コロナ対応受付 ②初期消火(水消火器) ③煙体感 ④心肺蘇生& AED ⑤段ボールベッド等の組立・展示 ⑥防災倉庫説明 ⑦炊出し ⑧緊急車両展示 ⑨消防団による放水
- ◇参加者 約350名

(2) 防災指導者養成支援

地域の防災を担って頂く防災リーダーを養成するため、兵庫県広域防災センターでの講座受講者を広報紙で募集。運営委員にも呼びかけ、運営委員 1 名に防災リーダーを取得いただきました。

(3) 防犯の取組み

11 月発行のまち協だより第 8 号に還付金詐欺の注意喚起や相談窓口を掲載し啓発を行いました。

4 地域計画の策定【総務・広報事業】

普段、様々な地域活動に関わっておられる皆さんが、松が丘小学校区の魅力や課題、やってみたいことなどについて、自由に意見を出し合うことで、松が丘小学校区の現状をみんなで共有し、これからのまちづくりを考えていく機会となるよう「まちの今と未来を語る市民談義」を開催しました。談義において地域課題の集約を行うことができ、出された意見は高田先生による市民談義ニュース第 1 号に掲載し発行しました。

◇開催日 2022 年 10 月 22 日(土)15 時～17 時

◇開催場所 まちづくり協働センター多目的ホール

◇対象者 まちづくり協議会役員・運営委員、テーマに関心がある校区住民

◇内容 第1部 人と自然の博物館高田研究員とゲストによる事例紹介とトーク
第2部 参加者による意見交換会

◇参加者 25 名

5 まちづくり協議会の構成団体等への必要な支援【総務・広報事業】

各構成団体等への支援として、ふれあい活動推進協議会、自治会、スポーツクラブ 21 松が丘、地域住民への事務的支援を行いました。

(会議関係)

役員会 5 回

運営委員会 7 回

2022年度 会計決算報告

事業期間 2022年4月1日 ~ 2023年3月31日

| | |
|------|-------------|
| 収入金額 | 2,002,686 円 |
| 支出金額 | 2,002,637 円 |
| 差引残高 | 49 円 (繰越金) |

(収入の部)

(単位:円)

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 差異 | 内容説明 |
|--------|-----------|-----------|----------|------------------|
| 地域交付金 | 2,000,000 | 1,802,637 | △197,363 | 差異分を三田市に返納 |
| 自主財源等 | 10 | 200,010 | 200,000 | ひょうご安全の日補助金、預金利息 |
| 前年度繰越金 | 39 | 39 | 0 | |
| 収入計 | 2,000,049 | 2,002,686 | 2,637 | |

(支出の部)

(単位:円)

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 差異 | 内容説明 |
|--------------|-----------|-----------|---------|-----------------------------------|
| 賃金 | 773,760 | 854,705 | 80,945 | 事務局人件費 |
| 報償費 | 80,000 | 48,781 | △31,219 | 講師謝礼、囲碁ボール大会景品、 防災訓練参加賞 |
| 旅費 | 36,000 | 0 | △36,000 | |
| 需用費 | 348,240 | 504,007 | 155,767 | 消耗品、印刷費 |
| 役務費 | 242,000 | 185,200 | △56,800 | 電話・郵便代、振込手数料、保険 料、インターネット使用料 等 |
| 委託料 | 270,000 | 176,000 | △94,000 | 映画上映会委託料 |
| 使用料 及び賃借料 | 110,000 | 54,932 | △55,068 | 会場使用料 |
| 原材料費 | 0 | 2,120 | 2,120 | カフェ試行用豆代 |
| 備品購入費 | 140,000 | 176,892 | 36,892 | 備品購入費(eスポーツ機材等) |
| 予備費 | 49 | 0 | △49 | |
| (小計) | 2,000,049 | 2,002,637 | 2,588 | |
| 翌年度繰越金 | - | 49 | | |
| 支出合計 | - | 2,002,686 | | |

以上のとおりご報告いたします。

2023年3月31日

松が丘小学校区まちづくり協議会

会長 古田 茂 充 印(捺印済み)

会計 伊賀 家 光 印(捺印済み)

(捺印済み原本は会計担当が保管)

2022年度 会計監査報告

2023年4月4日(火)に、松が丘小学校区まちづくり協議会事務局(三田市立松が丘小学校内)において、2022年度松が丘小学校区まちづくり協議会の会計監査を実施した結果、帳票類及び証拠書類は正確かつ適正に処理されていることを確認しましたので、ここに報告します。

2023年4月22日

監査役 田口秀次印

監査役 足立恵美子印

(捺印済み原本は会計担当が保管)

議案第 3 号

2023 年度 役員改選(案)

| 役 職 | 氏 名 | 所属団体等 |
|----------------------|-----------|----------------|
| 会 長 | 古 田 茂 充 | 区長・自治会長会 |
| 副 会 長 (事務局 長 兼 務) | 内 田 誠 | まちづくりサポーター |
| 副 会 長 | 福 井 香 世 | ふれあい活動推進協議会 |
| 会 計 | 伊 賀 家 光 | まちづくりサポーター |
| 理 事 (運 営 委 員 長) | 佐 々 木 昭 司 | スポーツクラブ 21 松が丘 |
| 理 事 (副 運 営 委 員 長) | 中 根 和 子 | 民生委員・児童委員 |
| 監 査 役 | 前 中 秀 樹 | 区長・自治会長会 |
| 監 査 役 | 足 立 恵 美 子 | 健康推進員 |

| | | |
|-----|---------|------------|
| 顧 問 | 大 向 勲 | 松が丘小学校長 |
| 顧 問 | 菅 野 英 隆 | まちづくりサポーター |

2023 年度 事業計画(案)

| | |
|--------------|---|
| <p>活動の目的</p> | <p>協議会は、松が丘小学校区にお住まいの皆さまが安全に安心して、住み続けるために、住民相互の連携を図り、課題解決に取り組み、明るく元気なまちづくりを推進することを目的とします。</p> |
| <p>活動の内容</p> | <p>協議会は、活動の目的を達成するために、下記の内容について地域団体・民間団体・行政など様々な主体との協働を通じて、地域づくりの推進を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. まちづくり協議会や地域のイベント、会議等の取り組み状況について、ホームページや広報紙の発行(年 4 回)により地域住民に周知します。 2. まちづくり協議会の活動を通じて地域計画の作成に取り組みます。 3. 地域課題の解決に向けた取組みを検討します。 4. まちづくり協議会の構成団体等への必要な支援を行います。 5. 災害時に備えて松が丘小学校区内の一時避難所に指定されている松が丘小学校での防災訓練を実施します。また、防災指導者育成のための研修派遣等を行います。 6. 生活の身近にある犯罪や事故等について、住民が被害にあわないように手口や対策を学び、未然に防止する啓発等に取り組みます。 7. 松が丘小学校区内の地域交流や多世代交流を推進するため、映画上映会、囲碁ボール大会、e スポーツ事業等を実施します。 8. 地域住民の居場所づくりや地域交流を図るために、「くつろぎカフェ」「ラジオ体操」を継続的に実施します。 |
| <p>活動の工夫</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の中心に位置する松が丘小学校内に事務局を設置したことにより、まちづくり構成団体との情報共有や連携をより一層深めていきます。 2. 運営委員会が専門的かつ重点的に調査研究や各種活動を行うことで、効率的かつ効果的な事業推進を図ります。 3. 新型コロナウイルス感染拡大への対応など、事業の実施については、安全対策に十分配慮し取り組みを進めます。 |

議案第 5 号

2023 年度 予 算 (案)

事業期間:2023 年 4 月 1 日~2024 年 3 月 31 日

(収入の部)

単位:円

| 科目 | 本年度予算額 (A) | 前年度予算額 (B) | 差異 (A)-(B) | 内容説明 |
|--------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 地域交付金 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 | ふるさと地域交付金 |
| 自主財源等 | 10 | 10 | 0 | 預金利息 10 |
| 前年度繰越金 | 49 | 39 | 10 | |
| 収入計 | 2,000,059 | 2,000,049 | 10 | |

(支出の部)

単位:円

| 科目 | 本年度 予算額(A) | 前年度 予算額(B) | 差異 (A)-(B) | (A)の内訳 | | 内容説明 |
|----------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----|--|
| | | | | 交付金 | その他 | |
| 賃金 | 900,000 | 773,760 | 126,240 | 900,000 | | 事務局人件費 |
| 報償費 | 30,000 | 80,000 | ▲50,000 | 30,000 | | 地域計画策定講師謝礼、囲碁ボール大会景品等 |
| 旅費 | 66,000 | 36,000 | 30,000 | 66,000 | | 防災リーダー派遣旅費(車借り上げ)等 |
| 需用費 | 413,000 | 348,240 | 64,760 | 413,000 | | 広報紙、チラシ印刷、消耗品、防災訓練参加賞・非常食、防犯啓発資料、お茶代等 |
| 役務費 | 282,000 | 242,000 | 40,000 | 282,000 | | インターネット回線使用料、イベント保険料、電話代、郵便代、振込手数料、労災保険等 |
| 委託料 | 176,000 | 270,000 | ▲94,000 | 176,000 | | 映画上映会委託 |
| 使用料及び賃借料 | 103,000 | 110,000 | ▲7,000 | 103,000 | | イベント・会議等会場使用料、通行料(防災リーダー派遣)等 |
| 原材料費 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 備品購入費 | 30,000 | 140,000 | ▲110,000 | 30,000 | | 事務局備品等 |
| 予備費 | 59 | 49 | 10 | 0 | 59 | 預金利息 |
| 支出計 | 2,000,059 | 2,000,049 | 10 | 2,000,000 | 59 | |

松が丘小学校区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、松が丘小学校区まちづくり協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

2 協議会の事務所は、松が丘小学校内(三田市川除 535 番地)に置く。

(対象区域)

第2条 協議会の対象区域は、松が丘小学校校区(以下、「校区」という。)とする。

(目的)

第3条 協議会は、松が丘小学校区にお住まいの皆さまが安全に安心して、住み続けるために、住民相互の連携を図り、課題解決に取り組み、明るく元気な、まちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 協議会の予算、決算等に関すること。

(2) 広報に関すること。

(3) 住民交流の促進に関すること。

(4) 安全、安心な地域づくりに関すること。

(5) 福祉や生涯支援及び健康増進に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、住みよい地域コミュニティの推進に関すること。

2 協議会は、活動にあたって、特定の宗教活動又は政治活動を目的とする活動は行わない。

第2章 組織及び役員

(組織)

第5条 協議会は、(別表)に定める各種団体等で構成する。

2 協議会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとする。

(役員)

第6条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 事務局長 1名

(4) 会計 1名

(5) 理事 若干名

(6) 監査役 2名

2 役員は、総会において選任する。但し、理事は、正副運営委員長を充てるものとする。

3 監査役は、他の役員を兼ねることはできない。

4 総会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。

(役員等の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 事務局長は、協議会の事務を統括する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- 5 理事は、協議会の会務を執行する。
- 6 監査役は、協議会の会計について監査を行い、毎年定期総会に報告する。
- 7 顧問は、会長の要請に応じて会議に出席し、協議会の運営及び活動に関して意見を述べることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、定期総会の日から次の定期総会の終結の時までとする。但し、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、協議会の最高議決機関とし、構成団体等(別表)の代表者及び代表者が推薦する者(以下、「委員」)によって構成する。

- 2 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算報告に関する事項
- (3) 協議会の組織、構成団体、委員に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) 規約の改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し重要な事項

- 3 総会は、会長が招集する。

- 4 総会は、委員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

- 5 総会の議長は、出席した委員の中から選出する。

- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによることとする。

- 7 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めるとき又は委員の半数以上の請求があったときは、その都度臨時総会を開催しなければならない。

(総会の議事録)

第10条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(議事録の公開)

第11条 校区住民および校区構成団体は、会長に申出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。

- 2 会長は、協議会の活動内容を広く周知するため、総会の議事要旨について、さまざまな手法により公開しなければならない。

(役員会)

第12条 役員会は第6条第1項第1号から5号までに定める者をもって構成する。

- 2 役員会は、次の各号に掲げる事項を評議決定する。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項

- (2)事業報告及び決算報告の作成に関する事項
 - (3)評議決定した事項を校区住民に周知する事項
 - (4)協議会の運営に関し緊急を要する重要事項
 - (5)総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 前項第4号の事項を評議決定したときは、会長は次の総会においてこれを報告し、その承認を求めることとする。
- 4 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。
- 5 役員会は、役員会構成員の過半数(委任状を含む。)の出席をもって成立する。
- 6 役員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、役員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う場合に設置することができる。

- 2 運営委員会は、会長及び委員が推薦する者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、運営委員の互選により、運営委員長及び副運営委員長を選出する。
- 4 運営委員長は、運営委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるとき又は運営委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 前条第4項から第7項までの規定は、運営委員会の会議について準用する。この場合において、同条第4項から第7項までの規定中、「役員会」とあるのは「運営委員会」と、「会長」とあるのは「運営委員長」と読み替える。

第4章 事業計画および予算

(事業計画及び予算)

第14条 協議会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 事業計画及び予算を変更するときは、前項の規定を準用する。

(事業報告及び決算報告)

第15条 協議会の事業報告及び決算報告は、毎会計年度終了後速やかに役員会が作成し、監査役の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 協議会の事務を円滑に執行するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局は、協議会及び構成団体等の事務を処理する。
- 3 事務局の運営に関する事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

第6章 会計等

(経費)

第17条 協議会の経費は、交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査と報告)

第19条 監査役は、会計年度終了後に監査(会計監査及び業務監査)を行い、総会に報告する。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

第20条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

2 校区住民は、会長に申出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができる。但し、個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

第7章 その他

(帳簿書類の保存期間)

第21条 会計に関する帳簿及び保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 収支予算書及び収支決算書 5年
- (2) 帳簿等 5年
- (3) 計算書類及び証拠書類 5年
- (4) その他関係書類 5年

第8章 補則

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成30年2月22日から施行する。

この規約は、平成30年5月24日から施行する。

この規約は、令和3年5月12日から施行する。

この規約は、令和4年5月14日から施行する。

別表 (第5条、第9条関連)

| 構成団体等 | 委員数 |
|----------------|------|
| 区・自治会 | 6名 |
| 民生委員・児童委員 | 6名以内 |
| ふれあい活動推進協議会 | 6名以内 |
| 老人会 | 6名以内 |
| 防犯協会 | 3名以内 |
| 健康推進員 | 6名以内 |
| 松が丘小学校PTA | 1名 |
| スポーツクラブ 21 松が丘 | 1名 |
| 青少年補導員 | 6名以内 |
| 自主防災組織 | 6名以内 |
| まちづくりサポーター | 若干名 |